

(1) 「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 幼稚園の設置認可</p> <p>1-11 (略)</p> <p>1.2 資格</p> <p>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>(1) <u>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち特に教育長が重大と判断した者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）</u></p> <p>第2 (略)</p>	<p>第1 幼稚園の設置認可</p> <p>1-11 (略)</p> <p>1.2 資格</p> <p>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>第2 (略)</p>

改正後	現行
<p>第3 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 幼稚園の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>幼稚園の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。<u>この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可</p> <p><u>1の規定を準用する。その場合、「設置」は「収容定員に係る園則変更」と、「開設」は「変更」と、「9月30日」は「1月31日」と読み替える。</u></p> <p>ただし、収容定員を減員する場合は、計画書の提出を要しない。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 <u>この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第3 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 幼稚園の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>幼稚園の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出し、申請についての助言を受けることができる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>幼稚園の収容定員に係る園則変更認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、変更年度の前々年度の1月31日までに計画書を教育庁私学課に提出し、申請についての助言を受けることができる。ただし、収容定員を減員する場合は、計画書の提出を要しない。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附則 (略)</p>

改正後	現行
<u>以下（略）</u>	

(2) 「大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 学校の設置認可</p> <p>1-8 (略)</p> <p>9 資格</p> <p>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>(1) <u>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち特に教育長が重大と判断した者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者(学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者(当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。</u></p> <p>第2 (略)</p>	<p>第1 学校の設置認可</p> <p>1-8 (略)</p> <p>9 資格</p> <p>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>第2 (略)</p>

改正案	現行
<p>第3 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 私立学校の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。<u>この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 <u>この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第3 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 私立学校の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出し、<u>申請についての助言を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

(3) 「大阪府私立中等教育学校の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-8 (略)</p> <p>9 資格</p> <p>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>(1) <u>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち特に教育長が重大と判断した者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）</u></p> <p>第2-第4 (略)</p>	<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-8 (略)</p> <p>9 資格</p> <p>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>第2-第4 (略)</p>

改正案	現行
<p>第5 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 私立学校の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。<u>この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 <u>この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第5 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 私立学校の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出し、<u>申請についての助言を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

(4) 「大阪府私立全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-8 (略)</p> <p>9 資格</p> <p>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>(1) <u>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち特に教育長が重大と判断した者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）</u></p> <p>第2-第4 (略)</p>	<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-8 (略)</p> <p>9 資格</p> <p>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>第2-第4 (略)</p>

改正案	現行
<p>第5 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 私立学校の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。この場合において申請者は、<u>教育庁私学課から申請についての助言(教育内容については有識者の意見を踏まえた助言)を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p>1 <u>この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> <p>以下(略)</p>	<p>第5 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 私立学校の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出し、<u>申請についての助言(教育内容については有識者の意見を踏まえた助言)を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>以下(略)</p>

(5) 「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-8 (略)</p> <p>9 資格</p> <p>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p><u>(1) 学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち特に教育長が重大と判断した者</u></p> <p><u>(2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）</u></p> <p>第2-第5 (略)</p>	<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-8 (略)</p> <p>9 資格</p> <p>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>第2-第5 (略)</p>

改正案	現行
<p>第6 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 私立学校の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。<u>この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 <u>この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第6 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 私立学校の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出し、<u>申請についての助言を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

(6) 「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 私立専修学校の設置認可</p> <p>1-6 (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1) - (7) (略)</p> <p>(8) 校地及び校舎を自己所有で開設する場合は、校地、校舎その他の施設は負担附（担保に供せられている等）でないこと。ただし、<u>(6) 及び (7)</u>の借入金に係る担保を除く。</p> <p>(9) - (11) (略)</p> <p>8-10 (略)</p> <p>11 資格</p> <p>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>(1) <u>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち特に教育長が重大と判断した者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等</u></p>	<p>第1 私立専修学校の設置認可</p> <p>1-6 (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1) - (7) (略)</p> <p>(8) 校地及び校舎を自己所有で開設する場合は、校地、校舎その他の施設は負担附（担保に供せられている等）でないこと。ただし、<u>(5) 及び (6)</u>の借入金に係る担保を除く。</p> <p>(9) - (11) (略)</p> <p>8-10 (略)</p> <p>11 資格</p> <p>私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの</p>

改正案	現行
<p><u>の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）</u></p> <p>第2－第4 （略）</p> <p>第5 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 専修学校及び各種学校の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p><u>専修学校及び各種学校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、(2)に定める申請書の提出期限の2か月前までに計画書を教育庁私学課に提出すること。この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 専修学校の課程の設置認可</p> <p><u>1の規定を準用する。その場合、「専修学校及び各種学校」は「専修学校の課程」と、「開設」は「設置」読み替える。</u></p>	<p>第2－第4 （略）</p> <p>第5 申請手続及び標準処理期間</p> <p>1 専修学校及び各種学校の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p><u>専修学校及び各種学校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、(2)に定める申請書の提出期限の2か月前までに計画書を教育庁私学課に提出し、申請についての助言を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 専修学校の課程の設置認可</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p><u>専修学校の課程の設置認可を受けようとする者は、(2)に定める申請書の提出期限の2か月前までに計画書を私学課に提出し、申請についての助言を受けることができる。</u></p> <p>(2) 申請書の提出</p> <p><u>1(2)を準用する。</u></p> <p>(3) 審査期間</p>

改正案	現行
<p>3 各種学校の収容定員に係る学則変更認可 <u>1の規定を準用する。その場合、「専修学校及び各種学校の設置」は「各種学校の収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。</u> <u>ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の1月31日までとし、原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。</u></p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u> <u>2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p>	<p><u>1 (3)を準用する。</u></p> <p>3 各種学校の収容定員に係る学則変更認可 (1) 計画書の提出 <u>各種学校の収容定員に係る学則の変更認可を受けようとする者は、(2)に定める申請書の提出期限の2か月前までに計画書を私学課に提出し、申請についての助言を受けることができる。</u> (2) 申請書の提出 <u>1 (2)を準用する。ただし、収容定員を減員する場合は、原則として変更年度の前年度の2月末日までとする。</u> (3) 審査期間等 <u>1 (3)を準用する。ただし、収容定員を減員する場合は、1 (3)ウの規定にかかわらず、原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。</u></p> <p>附則 (略)</p>

(7) 「大阪府学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>1-6 (略)</p> <p>7 申請手続及び標準処理期間</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>既設幼稚園等の学校法人化及び専修学校の学校法人化の認可を受けようとする者は、<u>計画書を学校法人の設立年度の前年度の4月30日までに教育庁私学課に提出すること。この場合において当該認可を受けようとする者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 <u>この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この基準は、施行日以降、新たに申請される学校法人の寄附行為の認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている学校法人の寄附行為の認可の審査については、なお従前の例による。</u></p>	<p>1-6 (略)</p> <p>7 申請手続及び標準処理期間</p> <p>(1) 計画書の提出</p> <p>既設幼稚園等の学校法人化及び専修学校の学校法人化の認可を受けようとする者は、<u>計画書を学校法人の設立年度の前年度の4月30日までに教育庁私学課に提出し、申請についての助言を受けることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附則 (略)</p>

(8) 「大阪府私立学校の設置者の変更の認可に関する審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>1・1-2 (略)</p> <p>2 資格</p> <p>学校等の設置者の変更認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条及び第 130 条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して 5 年を経過していないものうち特に教育長が重大と判断した者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法第 13 条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して 5 年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して 5 年を経過していないものを含む。）</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 <u>この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この基準は、施行日以降、新たに申請される学校等の設置</u></p>	<p>1・1-2 (略)</p> <p>2 資格</p> <p>学校等の設置者の変更認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</p> <p>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条及び第 130 条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して 5 年を経過していないもの</p> <p>3 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

改正案	現行
<u>者の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている学校等の設置者の変更認可の審査については、なお従前の例による。</u>	

(9) 「大阪府私立学校閉鎖命令等不利益処分に関する基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>1 学校等の閉鎖命令</p> <p>学校等が次のいずれかに該当した場合、教育長は、学校等の閉鎖命令処分を行うことができる。<u>なお、本命令を受けた学校法人については、5年間、学校等の設置認可を受ける者としての資格を有しない。</u></p> <p>(1) 学校等の校地、校舎等基本財産が無届で処分され、学校の設置認可要件が消滅している場合</p> <p>(2) 学校等が長期間授業を行っておらず、かつ法令違反の状態であり、学校等を存置しておくことにより、公益上支障を生ずるおそれがある場合</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p>1 この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 この基準は、<u>施行日以降、学校等の閉鎖命令処分又は学校法人解散命令処分を行う場合に適用する。</u></p>	<p>1 学校等の閉鎖命令</p> <p>学校等が次のいずれかに該当した場合、教育長は、学校等の閉鎖命令処分を行うことができる。</p> <p>(1) 学校等の校地、校舎等基本財産が無届で処分され、学校の設置認可要件が消滅している場合</p> <p>(2) 学校等が長期間授業を行っておらず、かつ法令違反の状態であり、学校等を存置しておくことにより、公益上支障を生ずるおそれがある場合</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附則 (略)</p>